

令和3年 2月 16日

株式会社フジプロデュース
代表取締役 藤井 宏和 殿

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば

理事長 拝師 徳彦



申入れ書

非営利活動法人消費者市民サポートちば（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及、啓発活動を通じ、消費者被害の防止並びに救済、その他不特定多数の消費者の利益保護を図ることを目的として、令和元年6月6日、消費者契約法第13条の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に取り組む専門家・関係団体により構成されています。

さて、当法人は、貴社が運営されている訪問鍼灸マッサージ院開業支援コンサルティングの利用規約について、消費者の権利保護の観点に照らし問題がある可能性があると思料しております。

つきましては、以下のとおり申入れをいたしますので、令和3年3月16日までに、本申入れに対する貴社の具体的対応を書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れ及び貴社からの回答の書面は、当法人の活動目的のため、原則として公表させていただきますので、その旨ご承知おき下さい。

第1 申入れの趣旨

利用規約第3条第5項「前項の報酬、会費については、いかなる理由があっても返還しないものとする。」との条項の削除あるいは消費者契約法第9条第1号に抵触しない内容での是正を求めます。

第2 申入れの理由

- 1 消費者契約法は、「消費者と事業者との間で締結される契約」を幅広く対象としていますが、貴社が、これから訪問鍼灸マッサージ業を開業しようとする者との間で、開業支援コンサルティング契約を締結した場合、いまだ事業者ではない消費者との間で契約したこととなりますので、消費者契約法の対象となると思料します。
- 2 ところで、消費者契約法第9条第1号は、解除に伴う損害賠償額の予定あるいは違約金を定めた場合、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害を超えるもの」について、その超えた部分を無効としています。

そして、かかる損害の算定については、一般的に、解除の事由、時期のほか、当該契約の特殊性、逸失利益・準備費用・利益率等の損害の内容、契約の代替可能性・変更ないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性等の事情を考慮して算定されます（東京地判平成14年3月25日）。
- 3 しかるに、貴社の上記利用規約第3条第5項は、解除に伴う損害賠償額の予定あるいは違約金を定めたものといえるところ、何らの解除の事由、時期等を区分せずに、「いかなる理由があっても返還しないものとする」と定めており、消費者契約法第9条第1号に抵触するものと思料します。
- 4 したがって、申入れの趣旨記載のとおり削除あるいは是正を求めます。

以上